

# かわち

— 第70号 2023.5.15 発行 —



### Contents

- 第1回河内町議会定例会… P2
- 一般質問…………… P6
- 議員行政視察研修報告… P14

令和5年

# 第1回河内町議会定例会

3月8日から3月16日までの9日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告1件、条例制定及び改正等8件、委員会提出議案1件、補正予算・新年度予算について審議されました。その結果についてお知らせします。

## ◆ 議案の内容と結果 ◆

		審議結果 (賛成:反対)
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度河内町一般会計補正予算(第6号))	原案承認 (9:0)
	地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年12月28日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの	
議案第1号	河内町農業振興基金条例の制定について	原案可決 (9:0)
	農業の振興に関する事業に要する資金に充てることを目的とした基金を設置するため、本条例を制定するもの	
議案第2号	河内町情報公開等審査会条例及び河内町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係する2条例の一部を改正するもの	
議案第3号	河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	55歳を超える職員の昇給抑制を行うことに伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第4号	河内町税条例等の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	督促手数料の廃止に伴い、関係する5条例の一部を改正するもの	
議案第5号	河内町産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	令和5年3月31日までの時限措置であることから、適用期限を3年間延長するため、本条例の一部を改正するもの	



議案第6号	河内町東共同利用施設「つつみ会館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (9:0)
	東共同利用施設「つつみ会館」内にある多目的広場内バーベキュー炉の使用料を定めるため、本条例の一部を改正するもの	
議案第7号	令和4年度河内町一般会計補正予算(第7号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額から273,118千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,665,628千円とするもの	
議案第8号	令和4年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額に500千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,104,417千円とするもの	
議案第9号	令和4年度河内町介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額に10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,265,077千円とするもの	
議案第10号	令和4年度河内町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決 (9:0)
	歳入歳出予算の総額から15,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ323,480千円とするもの	
議案第11号	令和4年度河内町水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決 (9:0)
	第4条資本的支出の予定額の総額から12,173千円を減額し、資本的支出の予定額を71,188千円とするもの	
議案第19号	町有財産(旧生板小学校)の無償貸付について	原案可決 (9:0)
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付について、議会の議決を求めるもの	
議案第20号	河内町観光情報発信交流施設等建設工事請負契約について	原案可決 (9:0)
	令和5年3月1日に一般競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの	
委員会提出 議案第1号	河内町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	原案可決 (9:0)
これまで河内町議会の個人情報の取扱いについては、町の実施機関として位置付けられ制度を準用してきましたが、個人情報の保護に関する法律が改正され、三権分立の観点から、議会は改正法の適用対象外となるため、河内町議会も引き続き個人情報保護に関する自律的な措置を講じる必要があることから、新たに条例を制定するもの		



# 予算審査特別委員会 審査報告

去る、3月8日開会されました令和5年第1回河内町議会定例会におきまして、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

議案第12号	令和5年度河内町一般会計予算
議案第13号	令和5年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第14号	令和5年度河内町介護保険特別会計予算
議案第15号	令和5年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第16号	令和5年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第17号	令和5年度河内町水道事業会計予算
議案第18号	令和5年度河内町下水道事業会計予算

以上、7議案について、3月8日、9日の2日間にわたり全委員出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました結果、付託された案件はすべて原案のとおり異議なく可決すべきものと決定いたしました。

尚、審議の詳細につきましては、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられた事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

令和5年3月16日

予算審査特別委員会委員長

高橋 稔

# 令和5年度予算を可決

会 計 名		令和5年度予算額	前年度増減率(%)
一 般 会 計		62億 3,445万円	22.2
特 別 会 計	国民健康保険	11億 1,841万円	-1.6
	介護保険	12億 9,813万円	7.3
	介護サービス事業	1,134万円	2.5
	後期高齢者医療	1億 4,028万円	7.6
水道事業会計	収益的収入	2億 5,188万円	-11.7
	収益的支出	2億 5,188万円	-11.7
	資本的収入	0円	0.0
	資本的支出	8,753万円	5
下水道事業会計	収益的収入	2億 6,793万円	
	収益的支出	2億 6,376万円	
	資本的収入	1億 2,418万円	
	資本的支出	2億 784万円	



令和5年度

# 予算審査特別委員会

## 質疑

3月8日、9日の2日間で開催された委員会での質疑を一部紹介します。

**Q 防災費のAED設置工事について、設置場所は決まっているのか。**

**A** 現在町内に18台設置されているが、空白地帯を埋めるイメージで検討していきたいと考えております。

**Q 一般管理費の集会所整備補助金の概要について。**

**A** 地区集会所施設の新築や改築にあたり補助する制度で、実施にあたっては事前に相談をいただいております。



**Q 防犯対策費のLED防犯灯賃借料に関して、契約期間やリース期間満了後の対応については。**

**A** 契約期間は10年で、1300基設置しています。満了後については、再リース等を含めリース会社に確認し協議してまいります。

**Q 新庁舎建設の財源には、基金をどれくらい予定しているのか。**

**A** 10億円程度を予定しています。

**Q 今後の基金積立の計画は。**

**A** 過疎債に切り替えたことにより使用しなくなった認定こども園分の基金を充当しながら今後の積み立てを行ってまいります。

**Q つつみ会館のパーベキュー施設の運営について。**

**A** 平日はつつみ会館の職員で対応。休日祝日においては、かわち夢楽に委託できるようまちづくり推進課と協議中です。

**Q 出産子育て応援給付金とは。**

**A** 母子手帳交付時に面談を行い5万円、産後の健診の際に面談を行い5万円。合わせて10万円の給付を行います。

**Q 浄化槽の点検と検査は何が違うのか。**

**A** 浄化槽の設備の保守点検と、年1回の水質の法定検査となっております。

**Q 児童クラブについて、公民館が解体された後夏休みなどはどうするのか。**

**A** 改善センターの多目的ホールを利用する予定です。

**Q 商工総務費の設計委託について、直売所関係の設計業務等が入っているが、直売所はある程度は休業期間が発生するのか。**

**A** 駐車場の舗装工事等の期間について休業する期間があると思いますが、請負業者と工程等を調整の上、進めてまいります。



## 茨城県後期高齢者医療広域連合協議会議員に高橋利彰議員が再任

茨城県後期高齢者医療広域連合の議会議員として、令和5年3月19日の任期満了に伴い、構成する全市町村議会から各一人議員を選挙するもので、本町議会からは指名推薦により、高橋利彰議員が再任されました。



# 一般質問

令和5年第1回定例会において、3名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



星野 初英  
議員

## 带状疱疹ワクチンについて

議員 带状疱疹の認識を伺う。

町民課長

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ウイルスが原因で発症。感染すると水痘を発症し、治った後もウイルスは体内に潜伏しており、ふだんは体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているが、過労などで免疫力が低下するとウイルスが再び活性化し、带状疱疹に痛みや発疹が出る带状疱疹

疹を発症する。症状には個人差があり、皮膚に神経痛のような痛み、皮膚の違和感、しびれ、かゆみ、針で刺されたような痛みや焼けるような痛みなど。皮膚症状が治った後、長期間痛みが残る带状疱疹後神経痛、带状疱疹が現れる部位によって視力低下、難聴、顔面神経痛などの合併症を引き起こすこともある。

議員 带状疱疹ワクチン費用を助成する考えはあるか。

町民課長

带状疱疹ワクチンは、2016年3月に50歳以上の者に対する带状疱疹の効能・効果が追加され、予防を目的とした接種が可能となったが、希望される方の判断で受ける任意接種。生ワクチンと2020年に認可された不活化ワクチンの2種類があり、接種費用、予防効果率、持続性、

副反応などが異なる。現時点、当町ではワクチン接種費用の助成は実施していないが、県内や近隣の動向に注視しながら前向きに検討したい。

町長

近隣の市町村の動向も見ながら、支援ができるものは進めていきたい。



## 子育て支援について

議員 妊婦、出産時の関連用品の購入費助成や産前産後ケア、一時預かり、家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を継続的に実施するための応援給付金が創設されたが、町の事業の取組について伺う。

核家族が進み地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備をすることが喫緊の課題。

町民課長

国で出産・子育て応援交付金が創設され、当町では、伴走型相談支援として、妊娠届出から全ての妊婦・子育て家庭に寄り添い、保健師、助産師等が必要に応じ関係機関と共に見通しを立てるための面談、その後のプッシュ型の情報発信、相談の随時受付等の継続実施を行い必要な支援等につなぐ。経済的支援として、令和4年4月以降に出生された方を対象に出生・子育て応援ギフトとして、妊娠届出時5万円、出生届出後5万円の合計10万円の支援を行う。この2点を実施することで、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、必要な支援が確実に妊婦、子育て家庭に行き渡ることが目的としている。

議員 伴走型相談支援の取組について伺う。



## 町民課長

町の伴走型相談支援は、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出生届出後の保健師、助産師による乳児家庭全戸訪問時の面談に加え、新たにアンケートを実施。保健センターでは、随時相談を受け付けている。相談される方の悩み、不安を把握し、相談の内容により関係機関等への連携、情報を共有することで様々な観点から分析し、的確な対応ができる体制を構築する。時代の変化や経済状況などの要因があり、出産や子育てに関する保健センターへの相談内容も重く複雑な内容が増えており、いろいろな可能性や方向性を想定し、相談を受ける側は慎重に反応することを常に心がける。



**議員** 経済的支援の出産・子育て  
応援給付金の活用についての考え  
方を伺う。

## 町民課長

出産・子育て応援ギフトの取組は、出産前に5万円、出生後に5万円の合計10万円のギフト券を町から給付し、経済支援を行う。ギフト券は、妊婦の方や育児に必要な物品を幅広く取り扱っている店舗で利用できる2種類から選択できる。国ではギフト券支援が望ましいとしており、本来、子育て支援のために給付された現金が預金や生活費に回る場合もあり、妊婦の方や子育てのための支援としての確に使用していただくため、このようにした。

**議員** 子ども家庭センター等の地域子育て支援拠点の体制を整備し、よりよい方向で子育てできるようなサービスを子育て家庭が受けられるようにできないか。

## 町民課長

居住している地域によって、受けられるサービスに格差が生じてしま

うことは、ますます少子化、過疎化が加速してしまうのではないかと思う。時代の流れとともにライフスタイルや子育てする環境は変化しており、以前より複雑で命に関わるような深刻な相談案件も増えている。

国の指針に基づき、平成26年度から保健センターでは妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施している子育て世代包括支援センターを設置し、現在、福祉課で全ての子供とその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に関する支援業務などを行う子ども家庭総合支援拠点の設置を進めている。双方の機能を適切に情報共有しながら連携を図り、子供の発達段階や家庭の状況等にに応じて一体的に支援を実施していく。

事業を進める上で、専門的知識のある保健師等の役割が必要不可欠。関連する業務間の調整役を担い、これまでの枠を超えたより一層の連携強化を図り、様々な取組の実施に向けた検討を進め、出産前から高齢者までの幅広い世代に切れ目のないサービスを提供するために、今後も町民の安心・安全はもとより、町民の皆様が暮らしやすいと感じていた

だけの事業の取組を進めていきたい。

## 町長

子育て支援は、子ども家庭庁がこれからもいろいろな形で進んでいくと思うが、国、県と連携を取りながら、拠点づくりも含め進めていきたい。

## 移動スーパーによる買物支援について

**議員** カスミの移動販売とナリタヤの移動販売の違いと見解について伺う。

## 福祉課長

買物支援の実施に向けて思案してきたが、昨年から株式会社カスミによる移動販売、来年度より株式会社ナリタヤによる移動スーパー「とくし丸」の運行が決定。

カスミによる移動販売は、高齢者支援を盛り込んだ包括連携協定を締結し、委託料として5年で1,000万円を支払う。販売形態は、

バス停方式で週2回36か所を回るコースで、店頭と同じ価格で購入できる。利点としては、同じ曜日、時間、場所でコミュニティを形成し、孤独や不安を解消、買物目的の外出、歩くことによる健康維持、自分で見て手に取り、好きなものを買える楽しさ、販売員による見守りなどが挙げられる。

ナリタヤによる移動スーパー「とくし丸」は、買物支援と地域見守り活動に関する協定を締結し、委託料等の支出はない。販売形態は、希望者を募り、基本的には希望者宅の敷地内で販売する戸別訪問方式で、週2回約90か所を回るコースを策定予定で、店頭の価格に1品当たり10円を上乗せして販売。利点としては、玄関先まで来てくれて商品を直接見て選びながら買物ができることが特徴。高齢者の方にとっては、移動スーパーが来る日時、何をかうか考え、ドライバー、ご近所の人と話をすることなどが、心や体を活性させて介護予防も期待できる。ドライバーの役割の一つに、お客様の体調の変化や買い過ぎたときの注意などの見守りも兼ねている。

**議員** 今後の移動スーパー「とくし丸」の展開と、当町の買物弱者支援についての考えを伺う。

**福祉課長**

移動スーパー「とくし丸」の今後の展開は、現在、ナリタヤ職員が、住宅地図を用い全戸訪問し、御要望があれば受け付けて販売コースの基礎を作成している。近年、買物弱者とされる方が増加傾向にあり、長い距離の歩行が困難、高齢者のみや独居世帯で移動手段がない、子供を連れて買物は行けないなど、本当にお困りの方が買物問題を解消できる販売方法であり、ぜひ必要な方にお申込みいただきたい。

今後の買物弱者支援は、福祉課、包括支援センターへの問合せ、御利用していただきたい方への紹介、傾聴ボランティアの会員や社会福祉協議会にも、買物に不安を感じる等の相談があったときには紹介していただくように制度内容を周知し、二通りある移動スーパーを利用することで、日常生活に対する不安を少しでも解決できればと期待する。「とくし丸」の運行開始は、令和

5年4月を予定。

**町長**

ナリタヤが手を挙げていただき非常に助かっているが、想定より申込みが少ない。一度手を挙げると毎回無理にでも買わなくてはいけないと思っている方もいるようであり、4月から実際に販売が始まると広がっていくかと思う。見守りも含めて、買物弱者をカバーするためにどんどん積極的に進めていきたい。

**男性用トイレにサニタリーボックス設置について**

**議員** 高齢者や疾患を持つ方で尿漏れパッドなどを使用している方が処理に困ることのないように、公共施設の男子トイレにサニタリーボックスを設置してほしい。

**福祉課長**

現在、公共施設の男性用トイレにサニタリーボックスは設置していないが、病気等によりおむつ等を使用

している方には、サニタリーボックスは必要不可欠なものと認識。今後、公共施設管理者と協議をして、設置に向け検討していく。

**議員** 町の商業施設などでの配置の普及啓発の対応をお願いしたい。

**福祉課長**

町内商業施設にも必要性をお知らせし御理解いただいた上で、設置に向けて検討していただくよう働きかけていく。

**町長**

管理等どうしたらいいか実験的に公共施設などに置いて、どんな形でやるか、ほかの市町村への視察も含めて、前向きに検討していきたい。







高橋 稔  
議員

### 隣接区域に対する防音工事補助の強化について

**議員** 防音工事計画は令和3年度に終了したが、民家防音工事補助事業に係る経費は年間換算でどのくらい支出していたか。防音工事が実施されていない世帯はどのくらいあるのか。

#### 都市整備課長

隣接区域民家防音工事計画は、平成10年度にA滑走路の第一種区域の外側に隣接区域を指定したことから、隣接区域における民家防音工事対策が開始。第1次計画は平成10年度から平成13年度、第2次計画は平成14年度から平成17年度、A滑走路の地区のみ対象。平成19年度にはB滑走路の隣接区域を新たに指定し、

第3次計画は平成19年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から令和3年度まで順次、対象範囲を拡大。現在は令和4年度から令和8年度までの第6次計画となり、民家防音工事未実施世帯への対策を行っている。

対象範囲が広がった第3次計画の平成19年度から第5次計画終了年度の令和3年度までの15年の平均事業費は、年間平均約3,800万円。これまでに行った防音工事の実施割合は約8割で、残り約2割は未実施。

**議員** 今後の特別交付金の使途計画について。

#### 都市整備課長

現在、NAAから成田空港周辺対策交付金として、町が実施する航空機騒音対策や地域の整備、生活環境の改善を行う事業などに活用できる交付金は、普通交付金、特別交付金、地域振興枠、A滑走路特別加算金の4種類。普通交付金は防音施設の維持管理費などに活用。地域振興枠は令和2年度より新設され、教育、医

療、福祉、その他地域の振興目的に活用。A滑走路特別加算金も令和2年度より新設され、A滑走路に係る環境対策事業に活用。特別交付金は民家防音工事補助、エアコン維持管理補助、騒音区域内の公共工事等に活用。NAAより内容の精査を受けながら事業を行っており、今後も民家防音工事等の周知も含め計画的に行っていく。

**議員** 隣接区域に対して、これからも継続的な手厚い支援が必要ではないか。

#### 都市整備課長

現在、隣接区域においては、民家防音工事として木製建具のアルミサッシ化工事や5ミリ厚ガラスへの交換工事、空気調和設備工事を実施。民家防音工事にて設置したエアコンに対する維持管理費、隣接区域内の集落への補助も実施。

今後の支援は、民家防音工事の基準日である令和2年4月1日より後に建築し、工事対象となっていない方への対策が、まずは必要であると考えております。

**議員** 隣接区域内の住宅も空気調和設備の設置基準を第一種区域と同様に改善が必要ではないか。

#### 都市整備課長

第一種区域における空気調和設備工事は、一人世帯で1台、二人世帯以上で2台の設置。隣接区域の民家防音工事は、第一種区域に対しNAAが法律に基づき助成する事業を補完することを目的として運用しており、現状は隣接区域の設置基準の変更は考えていない。

**議員** 令和4年6月8日開催の空港対策特別委員会においてNAAから冷暖房機の設置条件の変更は町の要綱等を変更するだけで可能であるとの回答があったが、設置条件の変更を考えない具体的な理由を伺う。

#### 都市整備課長

NAAでは、第一種区域と同様のエアコン補助については、現在行っている事業とは別に町単独事業であれば可能であるという認識であり、現在の民家防音工事の設置基準以外



に設置するのであれば、特別交付金の事業には該当せず町単独事業となるため、町では隣接区域の防音工事について、これまで同様、一人から三人世帯まで1台、4人以上で2台の補助事業で行っていききたい。

### 定住促進事業の取組について

**議員** 定住促進事業は非常にすばらしい施策であり、継続が必要だが、財源は騒音に対する交付金を活用するのではなく、町の一般財源により対応すべきではないか。

#### 企画財政課長

定住促進事業は、令和3年10月に要綱を制定、令和2年1月2日以降町内に住宅を取得した方を対象とした補助事業として施行。財源は、成田国際空港周辺対策交付金の地域振興枠を活用した事業の一つとして、空港を管理運営するNAAに実績報告している。定住促進事業は、地域活性化に向けた施策の一つとして本町における人口減少及び定住促進対

策を目的とし、過疎対策事業の一つとして推進することが適切であるとも考えられ、財源の振り分けも検討する。

**議員** 民間防音工事の基準日より後に建築された騒音区域内住宅について、成田国際空港周辺対策交付金を活用して、騒音区域特別枠を設けて支援の強化を図るべきではないか。

#### 企画財政課長

定住促進事業において、加算措置の一つとして成田国際空港の防音工事対象エリア内に取得した場合、当該加算措置のみを防音区域特別枠として規定し特定の地域を対象に騒音対策補助の上乗せを行うことは、目的に掲げる人口減少や定住促進などの地域活性化対策とは異なる事業となってしまうことから、財源の充たも踏まえ、目的に合わせた補助事業として運用してはどうかと考える。

#### 都市整備課長

現在、基準日より後に建築された方や新築される方からの要望が多

く、同じ騒音地区にありながら民家防音工事が受けられない方へ騒音対策事業の一環としてエアコン設置補助が必要と考え、特別交付金を財源として補助事業の検討をしている。

### 子育て環境の充実に ついて

**議員** かわち学園では前期課程と後期課程を合わせて普通教室の数はどれくらい確保しているか。令和5年度の新生入学生の人数と令和5年度に必要な教室の数を伺う。

#### 教育長

(以下の数値等は現時点での想定)  
かわち学園には、普通教室18、特別支援学級用教室4。内訳は、1階に普通教室8、2階西側に普通教室6、特別支援学級用教室4。東側に普通教室4。

令和5年度の新生入生の人数、52名、2クラス予定。

令和5年度必要となる教室の予定数、1階西側8教室のうち、6普通

教室、2特別支援学級用教室として使用。2階西側6教室のうち、5普通教室、1普通教室は児童生徒会室と学習収納室として使用。ほかに、前期課程の2特別支援学級用教室、後期課程の2特別支援学級用教室として使用。2階東側、4普通教室を使用する予定。

**議員** 令和5年度の児童クラブへの申込者数と必要教室数を伺う。

#### 教育長

児童クラブの申込者数57人、2教室が必要。

**議員** 必要教室数に不足が生じると思われるが、学校と児童クラブの双方とも適切な運営ができるための方策をどのように講じるのか。



## 教育長

児童クラブが必要とする二つの教室は、一つを1階多目的室2（午前中は通級指導教室として学園で使用）、もう一つを1階の特別教室を午後から使用する。令和3年度まで利用していた多目的室1は、令和5年度からは縦割り班活動など複数の学年が交流できる本来の多目的室としての活用を考え中。かわち学園と児童クラブが学園の校舎で併用することには、少し難しさがあるのが現状。

**議員** 地域振興枠を活用して、学校周辺に新規の児童クラブ施設を早急に建設したらどうか。

## 町長

問題点として、管轄が、かわち学園は文部科学省、児童クラブは厚生労働省とすみ分けが違うため制限もあり、予算も含め検討し、何とか児童クラブの活動場所を確保していかなければならない。児童クラブは低学年が多く、移動方法等も含めて協議していく。



諸岡 周示  
議員

## 学校教育について

**議員** 学校図書館についての考え方を伺う。

## 教育長

学校にはなくてはならない大切な施設であるかわち学園の図書館は、出入口がガラス戸になっており、とても明るく開放的で、子供たちが中に入って本を手にとって読んでみたいなどと思うような展示の工夫がされている。

学校図書館には三つの役割があり、一つ目は、読書センターとしての役割。子供たちが読書をすることで想像力、物事に対する興味・関心呼び起こして、豊かな人間性、教養、感性を身につける所。二つ目は、学習センターの役割。子供たちが主

体的な学習を進めたり、調べ学習を進めたりする所で、授業内容を深め、豊かにする所。三つ目は、情報センターの役割。子供たちの情報の収集、選択、活用能力を育成する所。

学校図書館の三つの役割を活かして読書が好きな子供を増やし、主体的に学習に取り組む子供を育てたいと考えている。

**議員** 図書整備状況、今現在のかわち学園は標準の達成率か。

## 教育長

学校図書館図書標準とは学校図書館に備えておくべき蔵書数の標準のこと、かわち学園の標準蔵書数は1万6,840冊。現在保有している蔵書数1万7,632冊。現在の標準蔵書数を792冊オーバー、達成率約1.05。しかし、蔵書数は標準を超えているが、同じ本が2冊以上あったり、古くなった本があったり、子供たちが面白そうだな、読んでみたいな、調べ学習に使いたいなどと魅力を感じる蔵書は不足している。

**議員** 児童生徒1人当たりの図書購入費は幾らか。購入費の増額をお願いしたい。

## 教育長

令和4年度の児童生徒1人当たりの購入費1,337円。現状の新刊蔵書数や種類を考えると、今後、図書購入費予算をさらに増やす必要がある。

## 教育委員会事務局長

学校図書館の三つの役割を活かすためにも、かわち学園と連携して子供たちがもっともっと利用したいと思える魅力ある学校図書館づくりに努めていく。

**議員** 今現在、かわち学園では、どのような授業や、生活の中で支援員を配置しているか。

## 教育長

かわち学園では、ふだんの授業や生活の中で苦戦している児童生徒を支援する学習支援員、生活支援員、ICT支援員を町で雇用し配置。教



教育委員会事務局には、教育相談員が週3回午前中勤務して、悩みを抱えている児童生徒や保護者と、学校とは違った立場で相談できる体制を整えている。

近年、社会では少子化が進む中、併せてコロナ禍において子供同士のコミュニケーションを図る機会の減少に伴って、いじめや不登校、虐待、ヤングケアラーの問題が顕在化していると言われていたが、かわち学園では、様々な悩みを抱えている子供や保護者がおり、担任や学年職員、養護教諭、不登校児童生徒支援教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどが組織的に関わり、悩みを抱えている子供や保護者に寄り添い、対応している。

.....  
**議員** スクールソーシャルワーカーの現状を教えてください。  
.....

**教育長**

相談活動を続けながらもなかなか解決には至らず、悩んでいる子供や保護者もいる。スクールソーシャルワーカーは、悩みを抱えている子供

や保護者に寄り添うことはもちろん、その背景にある家族の問題など、その置かれた環境に働きかけ、福祉的な視点や手法を用いて問題解決力の向上を図り、関係機関へつないだりもしている。

かわち学園では、茨城県のスクールソーシャルワーカー活用事業を使って、今年度は11回、1日3時間、スクールソーシャルワーカーを派遣いただき、児童生徒や保護者が相談している。その都度、話し合いを持ち、教員と対応策を協議したり、スクールソーシャルワーカーから助言をいただき、有効に活用。

.....  
**議員** 町単独のスクールソーシャルワーカーを検討してほしい。  
.....

**教育長**

令和5年度は、今年度と同じように10回または11回、大体、月に1回の割合でスクールソーシャルワーカーの派遣を県にお願いしている。町単独の雇用は、その状況を踏まえながら、かわち学園と相談しながら、今後、検討していく。

**中央公民館建設について**

.....  
**議員** 解体から建設、竣工までの対応、詳細について伺う。  
.....

**教育委員会事務局長**

解体工事から建設工事の期間中、利用者の皆様には大変御不便、御迷惑をおかけする。この期間中、文化協会やサークル等、定期的に利用していたいただいている皆様には、内装改修工事が完了する農村環境改善センターをはじめ、西共同利用施設やつみ会館などを利用できるよう、事務局が仲立となり活動場所や日時を調整していく。

.....  
**議員** 図書室、調理室、郷土資料等の移動場所はどこか。広報はどのようにするのか。  
.....

**教育委員会事務局長**

図書室の本・備品関係や調理室の調理器具類などは、みずほ分庁舎を移設場所として予定。本は、みずほ

小学校時代に図書室として利用していた教室に整理し、貸出しもできるように考えている。郷土資料は、農村環境改善センター内に郷土資料を展示できるスペースを確保し、調査員による再評価、選別を行い随時展示していく。

広報は、町の広報紙やホームページなどで周知。

.....  
**議員** 図書室は、夏休みや冬休み、春休みの対応をどのようにするのか。学童保育が公民館で行っているが、どのように考えているか。  
.....

**教育委員会事務局長**

夏休み等の対応として、図書の貸出し方法を検討中。  
児童クラブの利用場所は、現在検討中。



**議員** 図書室の蔵書はどのようになるか。「コミュニティ」を考え、皆様から意見をいただきながら建設に反映させてほしい。

### 教育委員会事務局長

現在、公民館等を利用する文化協会やサークル等の団体より、公民館建て替えの御意見や御要望をいただいている。建設に当たっては、近隣市町村で新設された図書館などを参考にしていきたい。現在利用している皆様に図書室に來られたときに聞き取り調査をしながら、その意見も参考にして魅力ある図書室づくりに努めていきたい。

**議員** できれば建設委員会の設置などを検討してほしい。

### 教育委員会事務局長

建設に当たって、解体から建設工事まで期間が短いことや基本的に既存の施設、図書室や調理室などを設ける構想であることから、基本設計を進めながら、利用者の皆様や議員の方々の御意見を参考にして進めていきたい。

## 農業政策関連について

**議員** 農地利用の将来を描く、人・農地プランを法定化した地域計画の策定に関し、関係機関の農業委員会や土地改良区、JA、認定農業者の協議会に対して呼びかけはどのように考えているのか。

### 農政課長

地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、担い手、農業者、地権者、農協や土地改良区などの関係機関及び農業委員会を含めた行政機関による地域での話し合いにより、地域農業の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、その目標地図を作成し、農地の集積・集約を進めるもの。地域計画の策定期間は、令和5年度から令和6年度の2年間で作成することとされている。人・農地プランでは町内を九つの地区に分けていたが、地域計画ではさらに集積・集約のしやすいよう

に細分化した地区ごとに協議の場を設け、話し合いを進めていく予定。

現在、先行的な取組として、メガファーム育成事業を実施した金江津地区及び基盤整備事業が実施される十三間戸地区を含む二つの地区に、今後の農業経営に関する意向調査を農業委員会で令和4年度に実施。二つの地区については、地域の話し合いに向けて準備を進め、田植えが落ち着く時期には実施したい。地域で話し合いを進める段階で、各関係機関にも話し合いへの参加を要請していく。そのほかの町内の地区は、農業委員会による農業者の意向調査から順次、進めていきたい。

**議員** 協議をしているスケジュールを決めるのか、いつ頃までに何をするのか決まっているか。決められていない場合、検討をお願いしたい。

### 農政課長

現時点では具体的な、何月頃に何をしたいというスケジュールは、まだできていない。今後、検討していきたい。

**議員** 担い手の育成の勉強、関係機関を呼んで研修等は行っているのか。

### 農政課長

研修会等の開催は、農政課所管の各農業者の団体、河内町認定農業者協議会や河内青年農業者KYAPクラブなどの団体で、県や上部団体などが開催する研修会が行われる際には参加者を募り、町として参加している。そのほか、先進地視察や関係機関との意見交換などを開催している。研修会等の開催は、各団体の意向を確認しながら、こういった研修会をやりたい、町で計画してほしい等の意向があれば、研修会の実施に向けて予算の確保等に努めていく。



# 河内町議会議員 行政視察研修報告



香南市



河内町議会は令和5年1月19日から21日までの3日間の日程で、高知県香南市及び愛媛県松野町の行政視察を行いました。牧山議長をはじめ議員8名と事務局1名の総勢9名で、保幼小中・家庭・地域連携（一貫）教育の取り組みや新庁舎等建設事業の取り組みなどを視察研修して参りました。

高知龍馬空港から車で8分程に位置し、平成18年3月に5町村が合併して誕生した香南市は、平成22年度から保幼小中連携を基軸とした教育を展開されております。その連携のスタートにあたり作成されたカリキュラムは、心理学者マズローの欲求5段階説を参考に、県内の大学教授に指導を受けながら都度改訂を経て活用されており、特に「コミュニケーション能力」「規範意識」「自尊感情」を保幼小中で身に付けるべき3つの力として示されておりました。

更に、市の実態を関係者からヒアリングし、それぞれの学齢において発達に応じて定着させたい力や、その発達させたい望ましい方向に向かって今ある実態をどう引き上げ埋めていくかという視点で、保幼小中のみならず家庭、地域が日常的にどのように関わっていくかなど細かくご説明頂きました。

続いて愛媛県南予地方に位置し、平成の合併に加わず県内最小の人口約3,600人の松野町は、築60年が経過した旧庁舎の課題を総合的に解消するとともに、利便性の向上や将来的な財政負担の軽減を図るには、耐震化や大規模改修ではなく、庁舎の建て替えが必要との判断があったと担当の方から伺いました。また建設にあたって基本計画や基本設計を策定する段階で、住民座談会、町民ワークショップを開き、町民の声を収集するなど町民との合意形成には大変努力されている様子が見えました。

建物の特徴としては、防災拠点施設の併設、視認性・利便性・機能性に優れた窓口、利便性の高い執務空間、まちに開かれた交流スペース等、様々な機能が集約されており、防災機能の強化をはじめ、質の高い町民サービスの提供や町民との協働によるまちづくりを実現するための庁舎だと、見学してみて良く分かりました。

それぞれの自治体における研修は、大変有意義なものであり、この視察研修の成果を踏まえ、より一層町民の付託に応えるべく議会・議員活動に取り組み、当町のこれからのまちづくり、地域振興に向けて議会一同努力してまいります。

以上、報告といたします。



松野町



## 全国町村議会議

## 長会自治功労者

## 表彰

町村議会議員（27年以上在籍）として永年にわたり地域の振興発展に寄与した功績に対し、全国町村議会議長会会長から宮本秀樹議員、大野佳美議員に表彰状が贈られました。



## 議員活動

2月2日

町村議会議員

自治研究会

県内の町村議会議員が一堂に会し、当面する諸問題について研修を行いました。

「今後の政局・政治展望」

講師：政治ジャーナリスト

田崎 史郎氏



# 議会報告会開催のお知らせ

**日時** 令和5年7月2日（日）午後2時から

**場所** 農村環境改善センター 多目的ホール

**内容**

- ① 議会のしくみ等について
- ② 常任委員会からの報告
- ③ 予算審査特別委員会からの報告
- ④ 町民の皆さんとの意見交換

**申込** 不要

（※ご質問がある場合は、事前に議会事務局までお知らせいただくと幸いです。）

河内町議会では、議会活動に関する情報を公開するとともに、町民に対する説明責任を果たし、町民の意見を議会活動に反映させるため、このたび、第2回議会報告会を開催します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、開催を見合わせる場合もあります。





# 議会を傍聴してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。  
 定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。  
 詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。  
 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、役場庁舎1階ロビーまたは2階会議室のモニターでの傍聴となる場合がございます。

☎ 0297-84-2111 内戦 211

## ■ 会議録

町ホームページよりご覧になれます。



※会議録は公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもございます。

## ■ You Tube 河内町議会チャンネル

～録画配信が始まりました～



チャンネル登録  
 お願いします

## ◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和5年2月から令和5年4月

*** 2月 ***	
1日	稲敷広域市町村圏事務組合議会全員協議会
2日	町村議会議員自治研究会
8日	利根川サイクリングロード推進協議会設立総会 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
10日	龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会定例会
14日	稲敷地方航空騒音公害対策協議会
16日	稲敷広域市町村圏事務組合議会定例会
17日	予算内示会 議員研修会
20日	龍ヶ崎地方衛生組合議会定例会 龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
21日	町村自治功労者表彰式
22日	新庁舎検討委員会
24日	例月出納検査 議会運営委員会

*** 3月 ***	
8日	第1回定例会開会 予算審査特別委員会
9日	予算審査特別委員会
16日	第1回定例会閉会
17日	龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会全員協議会
24日	例月出納検査
27日	田沼多喜男生涯学習基金審議会
29日	ドリームフェスティバル実行委員会

*** 4月 ***	
11日	かわち学園入学式
12日	観光情報発信交流施設等建設工事地鎮祭
16日	消防団新入団員等任命書交付式
19日	議員研修会
20日	児童生徒交流研修事業実行委員会
25日	例月出納検査